

社会保障審議会における児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に
関する検証・評価について(案)

社会保障審議会における児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価について(案)

検証・評価の根拠

○平成26年の児童買春・児童ポルノ禁止法の一部改正により、被害児童の保護施策の実施状況について、**社会保障審議会及び犯罪被害者等施策等推進会議は、相互に連携して、被害児童保護施策を定期的に検証・評価**することを規定。

(参考)

児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護に等関する法律(平成11年法律第52号)(抜粋)

第16の2 社会保障審議会及び犯罪被害者等施策推進会議は、相互に連携して、児童買春の相手方となったこと、児童ポルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の実施状況について、当該児童の保護に関する専門的な知識経験を有する者の知見を活用しつつ、定期的に検証及び評価をするものとする。

2 社会保障審議会又は犯罪被害者等施策推進会議は前項の検証及び評価の結果を勘案し、必要があると認めるときは、当該児童の保護に関する施策の在り方について、それぞれ厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べるものとする。

社会保障審議会における検証・評価(1)

○児童買春・児童ポルノ被害児童に対する保護施策については、

①児童の性的搾取等に係る対策の基本計画(平成29年4月犯罪被害者閣僚会議決定)(資料3)

②第三次児童ポルノ排除総合対策(平成28年7月犯罪被害者閣僚会議決定)(参考資料2) 等

に基づく施策により実施されているところである。

○犯罪被害者等施策推進会議における被害児童に対する保護施策の検証・評価については、上記の犯罪被害者閣僚決定の前であったことから、第二次児童ポルノ排除総合対策等を踏まえ、(参考資料1)の施策を対象に検証・評価を(資料4)行ったところである。

社会保障審議会における検証・評価(2)

○社会保障審議会における検証・評価の対象施策については、児童の性的搾取等に係る対策の基本計画及び犯罪被害者等施策推進会議での検証・評価との整合性を考慮するとともに、社会保障審議会における専門的な知識経験による検証・評価を実施する観点から、**犯罪被害者等施策推進会議の対象施策のうち、被害児童の主な保護措置である児童福祉法に基づく措置を対象**とするとともに、**施策横断的な課題に取り組むための調査研究を実施し検証・評価を行う。**

○社会保障審議会における検証・評価対象(案)(が対象)

項目	省庁	概要(施策)	項目	省庁	概要(施策)
1	警察庁	少年補導・少年相談を通じた被害児童の早期発見・早期保護	16	警察庁	各種会議・研修における職員に対する意識啓発の実施
2	警察庁	サイバー補導による被害児童の早期発見・保護の推進	17	警察庁	被害児童の心情に配慮した聴取技法の普及
3	警察庁	少年補導職員等による被害児童に対する揭示区的な支援の実施(再掲22)	18	警察庁	被害児童担当者への教養の充実
4	警察庁	警察の被害児童支援担当職員へのカウンセリングアドバイザーによる専門的な助言	19	厚労省	性的被害を受けた児童等への支援を行う児童相談所職員等に対する研修の実施
5	警察庁	少年相談への適切な対応	20	文科省	教職員等を対象としたシンポジウムの開催
6	警察庁	児童相談所との緊密な連携(再掲23)	21	文科省	児童ポルノを含めた児童虐待への学校の対応について7の解説を盛り込んだ生徒指導に関する学校・教員向けの基本書の作成・周知
7	法務省	人権擁護委員及び法務局・地方法務局職員による人権相談の実施	22	警察庁	少年補導職員等による被害児童に対する揭示区的な支援の実施(再掲3)
8	法務省	子供の人権問題に関する専用相談電話「子どもの人権110番」の設置	23	警察庁	児童相談所との緊密な連携(再掲6)
9	法務省	全国の小中学生に対する「子どもの人権SOSミニレー」(料金受取人払いの封筒と便箋が一体化)の配布	24	警・法・厚	検察、警察、児童相談所の連携による被害児童からの事情聴取における配慮
10	法務省	インターネットを利用した人権相談の受付の実施	25	厚労省	医療機関等専門機関との連携の推進
11	法務省	被害者等の保護のための措置等について周知徹底	26	厚労省	要保護児童対策地域協議会の機能強化
12	厚労省	児童相談所における適切な支援(被害児童に対する相談・援助、一時保護、病院等専門機関の斡旋、児童福祉施設への入所措置)	27	厚労省	性暴力被害者への支援に関わる様々な機関の実践を基にした研修の実施
13	厚労省	児童家庭支援センターにおける被害児童への支援	28	文科省	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置及び緊急時における学校へのスクールカウンセラーの緊急派遣(再掲15)
14	厚労省	児童養護施設等における心理療法担当職員による心理療法の実施	29	警察庁	被害児童の特性に配慮した聴取技法に関する研究
15	文科省	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置及び緊急時における学校へのスクールカウンセラーの緊急派遣(再掲28)	30	厚労省	児童相談所における児童買春、児童ポルノ被害児童への対応状況に関する研究の実施

児童買春、児童ポルノ禁止法の概要について

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成11年法第52号)(議員立法)の制定

(背景)

- 援助交際、児童買春ツアー、児童ポルノの製造・販売が社会問題化
- 児童との性交等をする場合は、13歳以上の者に対しては暴行又は脅迫を用いない場合は処罰の対象外
- 児童ポルノについても、わいせつ図画にあたらぬものは処罰の対象外
- 国際的な規制の動き(児童の商業的性的搾取に反対する世界会議「宣言」)(平成8年)

(概要)

- 「児童買春」、「児童ポルノ」の定義の明確化
- 児童買春に係る次の行為を処罰
 - ・児童買春(児童に対償を供与又は約束して性交等をする事)
 - ・児童買春周旋(児童に対する性交等を周旋すること)
 - ・児童買春勧誘(児童買春を周旋することを目的で勧誘すること)
- 児童ポルノに係る次の行為を処罰
 - ・「頒布」、「販売」、「業としての貸与」、「公然陳列」=(不特定又は多数の者への提供等)
 - ・上記の目的での「製造」、「所持」、「輸入」等
- 児童買春等人身売買等に係る行為を処罰
- 児童年齢の知情
- 教育、啓発及び調査研究
- 心身に有害な被害を受けた児童の保護
 - ・被害児童の身体的・心理的回復のための措置を適切に講ずる

平成16年一部改正

(背景) 法施行後も児童買春、児童ポルノに係る事件が増加するほか、平成12年に国連において「児童の売買、児童の買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」が採択されたことなどを背景に一部改正。

(主な改正内容)

- 児童ポルノに係る行為の処罰範囲の拡大
 - ・不特定又は多数の者への提供等に加え、特定かつ少数の者への提供を処罰
 - ・上記の目的での「製造」、「所持」等を処罰
 - ・有体物でない児童ポルノ(画像データ等)に関する行為も処罰
 - ・単純製造(提供等の目的を伴わない製造。ただし、児童に姿態をとらせて児童ポルノを製造する行為に限る。)を処罰
- 児童ポルノの不特定又は多数の者への提供等の罪の法定刑の引き下げ

平成26年一部改正(「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に名称変更)

(背景) 前回改正から10年が経過し、この間のインターネットの発達による児童ポルノ被害児童の増加、平成19年の「児童ポルノとの国際的闘いの強化に関するG8司法・内務閣僚宣言」など国際的な児童ポルノ規制強化の動きなどを背景に一部改正。

(主な改正内容)

- 児童ポルノ定義規定の明確化(殊更に性的な部位が露出、強調されるものを追加)
- 児童買春、みだりに児童ポルノを所持し、児童ポルノに係る電磁的記録を保管し、その他児童に対する性的搾取又は性的虐待の一般的禁止規定の新設
- 自己の性的好奇心を満たす目的での所持・保管罪の新設
- 盗撮による児童ポルノ製造罪の新設
- 心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等(被害児童の保護施策の検証・評価)
- インターネットの利用に係る事業者の努力義務規定の新設